

総合補償制度加入書

奥村機械株式会社(以下「乙」といいます。)の総合補償制度は次の内容のとおりとします。

(総合補償制度の概要)

総合補償制度加入者(以下「甲」といいます。)が乙のレンタル建設機械(対象物件)を使用、管理中に生じた偶然な事故によって、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、該当建設機械が損害を受けた場合に補償する制度。

(対象物件)

甲が、乙より建設機械をレンタルする際、総合補償制度に加入し、補償料を支払った物件に対してのみ、補償効力が、存在するものとする。

(主な補償内容)

1. 乙が契約している損害保険会社の自動車保険・動産総合保険・賠償責任保険普通保険約款に基づくものとする。
2. 甲は約款の提示を求めることができるものとする。

(補償のあらまし)

パンフレット記載のとおりとする。

(補償できない主な損害)

乙は甲に対して次の各号に掲げる損害については、補償しません。

1. 故意・重過失・自然消耗、及び本来の使用以外に使用中の損害
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ会社内(下請けを含む)の場合
3. 事故を起こした人、及びその会社の所有・使用・管理する財物が被害にあった場合
4. 地震・噴火・津波による損害
5. 紛失・置き忘れ・詐欺・横領による損害
6. 乙とのレンタル契約に違反して使用された場合
7. 乙と契約の損害保険会社が対象外と認定した事故
8. 人身事故、盗難事故で警察への届け出が無い場合
9. 酒酔い・無免許・麻薬使用等による運転中の車両・搭乗者・自損事故(登録No付車両)
10. 電氣的・機械的の事故による損害(登録No無し自走式機械、その他機械)
11. 台風・洪水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害(登録No無し自走式機械、その他機械)
12. 地下工事・基礎工事・掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動、土砂崩、軟弱化もしくは土砂の流出・流入
13. 騒音・じんあい・排気・排水による損害
14. 公道を走行中の事故(自走式機械)

(補償責任期間)

補償責任期間は、乙が甲より加入書を受領し、対象物件を乙が甲に引渡したときに始まり、甲より加入解約の申し入れ、または、対象物件が甲から乙へ返却されたときまでとする。

(補償金額)

乙が甲に対して案内している総合補償制度の補償金額を上限とする。

(その他)

1. 賠償金の確定、示談の決定等には、乙が契約している保険会社の承認が必要とする。
2. 甲の独自による和解等により加重された賠償金は補償できないものとする。
3. 過失割合に関係なく発生した事故についての免責金額は、甲が支払うものとする。
4. 甲が独自に損害保険会社と契約している場合、事故発生時は甲の損害保険を優先して適用するものとする。
5. 甲が総合補償制度に加入したことで、制度内容について承諾したものとする。
6. 本書2通を作成し甲、乙記名捺印の上各1通宛所持するものとする。

申込代表者の解約の申し出がない限り継続的に
総合補償制度の加入者となります

加入年月日・西暦 年 月 日 西暦 年 月 日

甲 住 所

乙 住 所 大阪府守口市佐太中町2丁目5番3号

会 社 名

会 社 名 奥村機械株式会社

代表者名

印

印